

2 土地利用の基本方針

2-1. 土地利用に際しての共通視点

町は全体が都市計画区域、また、東部山間地域を除く全域が農業振興地域に指定されていますが、都市的及び自然的土地利用区域との区分を明確にし、自然がもたらす恵みを本町の貴重な財産として未来に引き継ぐ必要があります。

また、豊かな自然環境を背景に、肥沃な農地を生かした農業の振興をはじめ、住宅地の開発などの新しい定住条件の確保が求められています。

さらに、本町は、高速自動車道や主要な国道・県道、町道などで町内拠点及び町外の自治体とつながっています。これらの地域内や広域的な交通基盤を活用し、本町の個性的な地域資源を生かして、新たな産業展開と活力に満ちた地域発展の期待が高まっています。

それぞれの特性に合わせた土地利用の方針を次のように設定します。

土地利用に際しての共通視点

- 山間部、平野部、河川などの自然環境を保全・有効利用して、人と自然が共生するための土地利用を推進します。特に緑・水資源の保全と利活用を図ります。
- 地域内資源を最大限に有効活用することを基本として、様々な社会経済活動を活発にするための土地利用を推進します。
- 既存宅地の有効活用と地域のバランスのとれた住宅開発により、定住人口の増加策を進め、人口減少社会においても活力を堅持します。

土地利用方針図

ゾーン区分	土地利用の方針
中心市街地整備ゾーン	町の中心地として、ふさわしい土地利用の整序化に努め、良好で住みよい環境の誘導を図る区域
沿道市街地整備ゾーン	幹線道路沿線における新たな核の創出と魅力ある街並みを誘導する区域
産業集積整備ゾーン	工業や事業所などの産業集積を図る区域
田園集落整備ゾーン	周辺農地など自然環境との調和を図った、住みよい住環境の整備を推進する区域
山林環境整備ゾーン	豊かな山林を保全しながら、自然と調和した山村集落の形成を図る区域

